

# いいの事務所 ニュース

VOL.144

発行所：Be Ambitious 社会保険労務士法人  
〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 1 3-2  
オーチャー小網町ビル 1 階・6 階  
TEL：03-6661-6597 FAX：03-6661-6598

MAIL:gyoumu@sr-iino.com

URL: <https://www.sr-iino.com/>

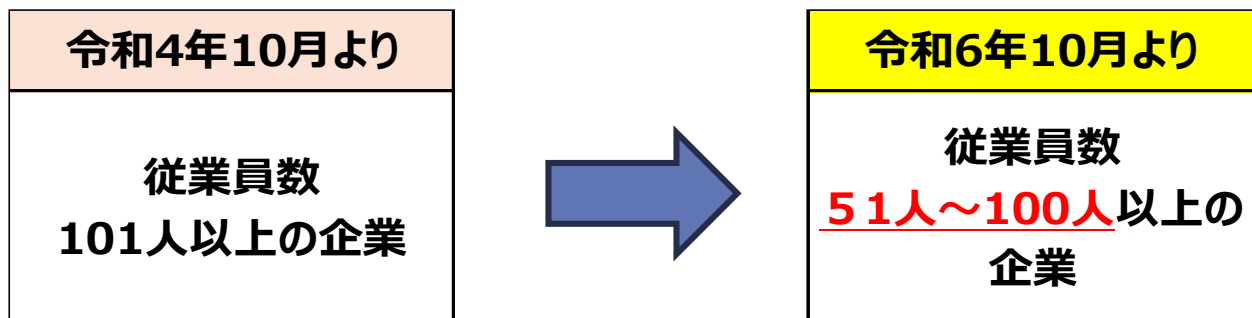


## 今月のテーマ:「従業員数 **51 人以上の会社は要注意!!** 令和 6 年 10 月からの社会保険適用拡大について」

前回の令和 4 年 10 月の改正に引き続き、本年令和 6 年 10 月からパート・アルバイト（短時間労働者）の健康保険、厚生年金保険（社会保険）加入の要件が改正されます。

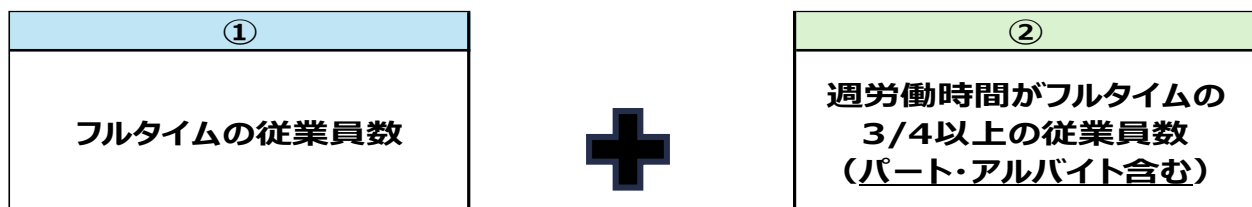
※前回の改正内容は、いいの事務所ニュース VOL.117 に掲載しております。

今回改正の内容は、図の通り要件となる従業員数に変更となり加入対象者の幅が広がりました。



なお、こちらの**従業員数**は「現在の厚生年金保険被保険者」を言います。

具体的な**従業員数のカウント方法**は以下になります。



※厚生年金の被保険者が対象ですので、健康保険のみ加入の70歳以上の方は除きます。

今回の対象となる企業はこの**従業員数（厚生年金保険の被保険者）の総数**が直近 12 ヶ月のうち 6 ヶ月以上 **51 人を超えている**企業になります。

そのため、令和 6 年 4 月以前より継続して**従業員数が 51 人以上の企業は、令和 6 年 10 月 1 日より特定適用事業所**となります。

現時点で対象となりそうな会社様は、今回の改正で新たに社会保険の加入が必要になる**対象従業員の把握**と**制度の周知、申請に必要な従業員の方の資料を準備**していく必要があります。

令和6年10月1日より該当の会社様には、年金事務所より令和6年9月中旬ごろ、『**特定適用事業所該当事前のお知らせ**』が届き、  
令和6年10月中旬ごろ、『**特定適用事業所該当通知書**』が届く予定です。

## ■ 対象となる従業員の要件は？

パート・アルバイト等の短時間労働者の方のうち、**新たな加入対象となる従業員**は以下の**要件を全て満たす方**が対象です。

### ① 週の所定労働時間が20時間以上の方

例：フルタイムの方が週所定労働時間が40時間の場合は、**週所定労働時間が20時間以上30時間未満の方が対象**です。

原則は雇用契約書上の所定労働時間が対象で、臨時の残業時間は含みません。

ただし、**契約上週 20 時間未満の場合**でも、**実際の労働時間が 2 か月連続で週 20 時間以上となり、それ以降も同様に続く見込みがある場合は、3 か月目から加入が必要になる場合があります。**

### ② 所定内賃金が月額8万8000円以上の方

基本給と諸手当の合計額が対象です。

残業代・賞与・通勤交通費・臨時的な賃金は含まれません。

個別の雇用契約に基づいて金額算定する場合は1週間の所定労働時間が定まっている場合であれば、1週間の所定労働時間に基づき算出した賃金額に、**年間週数 52 週 ÷ 12 か月（1月あたりの平均週数）**を乗じて**月額賃金**を算出します。

例）勤務日：週4日 1日の所定労働時間：5時間 時給：1,200円の方の場合

**【計算式】** 週の所定労働時 20 時間（4日×5時間）×時給 1,200円×年間週数 52 週 ÷ 12 か月  
= **月額賃金 104,000円 > 88,000円**

**【参考】** 現在の東京都の最低賃金は **1,113円** ですので、上記式に当てはめると **月額賃金 96,460円** になり、**88,000円以上** となります。

### ③ 2か月を超えて雇用される見込みのある方

雇用期間の定めがない場合や雇用期間を定めている場合でその期間が6ヵ月や1年などの2ヵ月を超えている場合が該当します。

また**有期契約期間が2か月以内の契約の方**の場合でも①か②のどちらかに該当する方は、雇用開始の当初から「**2ヵ月を超える雇用の見込みがあること**」として取り扱われます。

①就業規則、雇用契約書等その他書面においてその**契約が更新される旨又は更新される場合がある旨が明示**されていること

②同一の事業所において同様の雇用契約に基づき雇用されている者が更新等により**2ヵ月を超えて雇用された実績**があること

### ④ 学生ではない方

休学中の方や定時制・通信制の学校に**在学中の方**は適用拡大の**対象者**になります。

## ■ 加入する従業員のメリットは？

今まで健康保険の被扶養者、国民健康保険の被保険者、国民年金では受けることができなかった給付などが受けることができるなどのメリットあります。

具体的なメリットとしては、

### 年金のメリット

厚生年金への加入により将来受け取れる年金が増額

老齢基礎年金の上乗せとなる「老齢厚生年金」、「障害厚生年金」、「遺族厚生年金」が、受給要件に該当した場合に受給することが可能となります。

### 医療保険のメリット

健康保険への加入により休業時に給付が受けられる

#### ① 傷病手当金

業務外の病気やけがで会社を休んだ場合に休業4日目から、最大1年6ヶ月、給与の2/3の金額が受け取れます。

#### ② 出産手当金

出産のため会社を休んだ場合、出産の日以前42日から出産の日後56日までの期間、給与の2/3の金額が受け取れます。

一方、加入に伴い保険料が発生し、給与天引きされます。（保険料の半分は会社が負担します。）

具体的には、協会けんぽ東京支部に加入の会社の場合、令和6年月からの保険料率は、健康保険料 1000 分の 99.8%（会社・従業員負担 1000 分の 49.9%）

介護保険料 1000 分の 16%（会社・従業員負担 1000 分の 8%）※40 歳以上 64 歳までの方  
厚生年金保険 1000 分の 183%（会社・従業員負担 1000 分の 91.5%）となります。

例えば、月額賃金 15 万円（標準報酬月額 150 千円）の従業員負担の保険料は

健康保険料  $150 \text{ 千円} \times 49.9 / 1000 = 7,485 \text{ 円}$  介護保険料  $150 \text{ 千円} \times 8 / 1000 = 1,200 \text{ 円}$

厚生年金保険料  $150 \text{ 千円} \times 91.5 / 1000 = 13,725 \text{ 円}$  の負担となり、給与より控除されます。

国民年金保険料は令和6年度では、1 カ月あたり 16,980 円です。配偶者がいる場合は 2 倍の 33,960 円となります。こちらに国民健康保険料が加えた額と比較した場合でも、ご本人様には大きな負担にはならないと考えます。

最後に、制度の改正まで約 2 か月の期間がございます。この間の対象者の確認や社内周知などのお手伝いさせて  
頂きます。また弊所からも該当となりそうな事業所様へは事前にご連絡をさせていただきます。

今回の内容に関してご不明な点がございましたら当事務所担当までお問合せください。

